

2025 年 5 月 1 日 改訂

ケアプラン さんご

重要事項説明書

居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 運営主体の概要

名 称	株式会社 三五
所在地	神奈川県相模原市南区古淵2-18-3 山政ビル1F
代表者	代表取締役 竹花 洋史

2. 事業所の概要

名 称	ケアプラン さんご
所在地	相模原市中央区共和4-10-3-A103
電話番号	042-707-8655
指定事業所番号	1472612041（指定居宅介護支援事業所）
開設年月日	2023年12月1日
管理者	達石 美喜
相談責任者(第11条2項)	達石 美喜
緊急時連絡先	090-4308-8283（管理者携帯電話）
サービス提供地域	相模原市、町田市、海老名市、厚木市、座間市、大和市、横浜市
営業日及び営業時間	月曜日～土曜日 午前9時から午後6時まで ※日曜日及び年末年始(12月30日～1月3日)は休業日
併設事業所	ヘルパーステーション さんご（訪問介護）

3. 事業所の職員体制

職種	職務	員数
管理者	運営管理全般及び介護支援専門員業務の兼務	1名
介護支援専門員	居宅介護支援等の業務全般	4名
事務員	居宅介護支援に必要な事務等	2名

4. 事業の目的及び運営方針

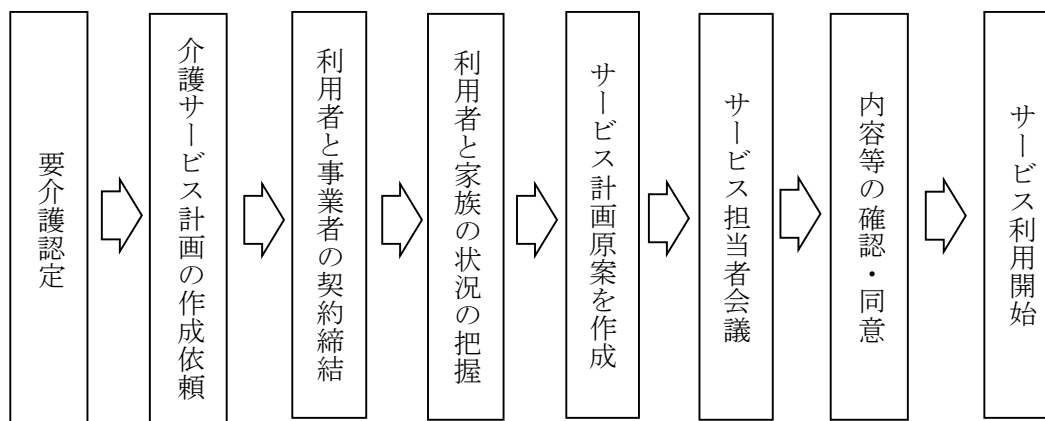
会社理念	会社の経営理念は、居宅介護支援を通じて利用者やその家族が地域で安心して暮らしていける社会の実現に貢献することです。介護保険制度の理念に沿い、公正性・中立性を確保し、サービスの質の向上を図るため、積極的に研修に取り組んでまいります。
事業の目的・運営方針	1.居宅介護支援は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的とし、心身の状況や環境、希望を勘案し、安定的にサービスが提供されるよう支援することとします。 2.会社は、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、居宅サービス計画を作成します。なお利用者は、複数の居宅サービス事業者等の紹介することや、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。 3.介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際して、次の点に配慮します。 ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境・立場の十分な理解と課題の把握に努めます。 イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指

	定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。 ウ 介護支援専門員は、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行います。 4.介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。 5.介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等、利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。 6.介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。 7.同意を得た居宅サービス計画は、利用者、サービス提供事業者、主治医等に交付します。 8.入院等の場合、主治医等医療機関と連携し、適切なサービスが提供できるよう配慮いたします。 9.利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。
--	--

5. サービス提供内容

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、おかれている環境等を把握した上で居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

【お申し込み～サービス開始までの流れ】



【主な職務内容】

- ① 居宅サービス計画、介護予防支援計画の作成
- ② 居宅サービス事業者、介護予防事業者との連絡調整
- ③ サービス実施状況把握、評価
- ④ 利用者状況の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請、地域支援事業に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務

【利用者の居宅への訪問頻度の目安】

訪問頻度目安	利用者の状況把握のため 少なくとも 月1回 程度
--------	--------------------------

6. 利用料金

この居宅介護支援サービスについて、利用者の負担はありません。
ただし、利用者が介護保険料滞納等の理由で、法定代理受領が行えない場合、利用者は介護保険サービス提供事業所に利用料を全額自己負担します。事業者は利用者に対し、サービスの内容を証明する書類として、サービス提供証明書等を交付します。

【居宅介護支援費】

当事業所は、一定の情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む）の活用または事務職員の配置を行っている為、居宅介護支援費Ⅱ（下記表）を算定します。

区分	要介護度	単位
居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護 1・2	1, 086 単位
	要介護 3・4・5	1, 411 単位
居宅介護支援費（Ⅱ）	要介護 1・2	544 単位
	要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援費（Ⅲ）	要介護 1・2	326 単位
	要介護 3・4・5	410 単位

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。
-----	---

7. サービス終了

以下の事由に該当した場合、この契約を解約することができます。

- （1）利用者は文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

- (2) 事業者は利用者に対して 1 ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- (3) 利用者またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対して、契約の継続が難しいほどの背信行為やハラスメント、勧誘行為を行った場合は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

8. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- (5) 介護支援専門員は、訪問看護・通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション等の医療サービスを利用する場合は、主治の医師等の意見を求めます。その場合、当該居宅サービス計画書を主治の医師等に交付します。
- (6) 当事業所の介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、利用者等から求められた際は提示します。

9. 事故発生時の対応方法

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

10. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために従業者に対し研修の実施等、以下の必要な措置を講じます。
 - 虐待の防止のための指針(マニュアル)を整備し定期的に見直す
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置く
- (2) 事業所は、サービス提供中に従業者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村へ通報します。

1 1. 身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 2. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

1 3. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

1 4. テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行う場合は、利用者から同意の上、実施します。

同意欄	要 件
☐	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
☐	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者の合意を得ます。
☐	2 月に 1 回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
☐	その他、テレビ電話装置等のメリット・デメリットについて十分に説明します。

1 5. サービス提供に関する相談・苦情

提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

当事業所 苦情相談窓口	所在地 相模原市中央区共和 4-10-3-A103 TEL 047-707-8655 FAX 047-707-8699 受付時間 月曜日～土曜日 9:00～18:00
相模原市福祉基盤課	所在地 相模原市中央区中央 2-11-15 市役所本館 4 階 電話番号 042-707-7046 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
町田市社会福祉協議会 福祉サポートまちだ	所在地 町田市原町田 4-9-8 市民フォーラム 4 階 電話番号 042-720-9461 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
海老名市介護保険課	所在地 海老名市勝瀬 175-1 電話番号 046-235-4952 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
座間市介護保険課	所在地 座間市緑ヶ丘 1-1-1 電話番号 046-252-7719 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
厚木市福祉部高齢介護課	所在地 厚木市中町 3-17-17 市役所本館 4 階 電話番号 046-225-2240 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
大和市介護保険課	所在地 大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 電話番号 046-260-5170 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00
横浜市福祉調整委員会事務局 健康福祉局相談調整課	所在地 横浜市中区本町 6-50-10 電話番号 045-671-4045 受付時間 月曜日～金曜日 8:45～17:15
神奈川県国民保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係	所在地 神奈川県横浜市西区楠木町 27-1 電話番号 045-329-3447 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15